

令和4年度介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算計画

令和4年4月より算定

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

対象サービス

- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護(予防)
- ・介護医療院
- ・通所リハビリテーション(予防)
- ・訪問介護
- ・訪問型介護(独自)

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、具体的な賃金以外の処遇改善に関する取組内容を下記に提示致します

(入職促進に向けた取組)

- ・職場体験の受入や地域行事への参加

(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する資格取得支援

(両立支援・多様な働き方の推進)

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度導入
- ・事業所内保育施設の設置
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入
- ・職員の希望に即した非正規職員から正規職員への身分転換制度の導入

(腰痛を含む心身の健康管理)

- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

(生産性向上のための業務改善の取組)

- ・5S活動等の実践による職場環境の整備

(やりがい・働きがいの熟成)

- ・地域交流の実施